

別表十七（二の二） 付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2（第4項を除きます。）《関連者等に係る支払利子等の損金不算入》又は第66条の5の3《超過利子額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額1」は、適用対象法人（措置法令第39条の13の2第16項《関連者等に係る支払利子等の損金不算入》に規定する適用対象法人をいいます。以下同じ。）の受取利子等（措置法第66条の5の2第3項に規定する受取利子等をいいます。以下同じ。）の額のうち、国内関連者等（措置法令第39条の13の2第16項に規定する国内関連者等をいいます。以下同じ。）以外の者から受ける額を記載します。
- 3 「支払利子等の額6」は、法人の支払利子等（措置法第66条の5の2第2項に規定する支払利子等をいいます。以下同じ。）の額から当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額を記載します。
- 4 「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額17」は、適用対象法人の国内関連者等が、当該適用対象法人の当該事業年度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、措置法令第39条の13の2第16項に規定する非国内関連者等から受ける額を記載します。